

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属 | 消防チーム

貯蔵施設等の変更の許可

根拠条文

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

第37条の2 第36条第1項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、その許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

3 前条の規定は、第1項の許可に準用する。

同法施行規則第56条（省略）

審査基準

同法施行規則第53条第2項ヨの「圧力計の設置」については、供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術等の細目を定める告示第2条の基準に適合していること。

同法施行規則第53条、第54条の「保安距離」については、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号）第53・54条関係1.による。

同法施行規則第53条の「火気を取り扱う施設」については、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号）第53条関係2.による。

同法施行規則第53条第2号チ中「外部から」の判断基準は、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号）第53条関係8.による。

同法施行規則第53条第2号タ中「安全な位置」の判断基準は、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号）第53条関係9.による。

同法施行規則第53条第2号ニ中「支持構造物」の判断基準は、同法施行規則の運用及び解釈の基準について（改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号）第53条関係11.による

（当該例示基準・告示及び通達は、消防チームで閲覧できます。）

標準処理
期 間

| 標準処理期間 | 標準処理期間の内訳 | | | | 備 考 |
|--------|-----------|--|-----|-------|-----|
| | 受 付 | | 処 理 | | |
| 14日 | 機関 | | 機関 | 消防チーム | |
| | 期間 | | 期間 | 14日 | |